

在留邦人向け安全対策マニュアル

2012年1月

在広州日本国総領事館

はじめに

当館は、広東省、福建省、広西壮族自治区及び海南省（一般的に華南地区と呼ばれています。）の3省1自治区を管轄していますが、近年は在留邦人数の増加に伴い、日本人が事件・事故などの被害に遭われたりするケースや、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

こうした状況の下、管轄地域内にお住まいの邦人の皆様方に安全な生活を送っていただけるよう、「在留邦人向け安全対策マニュアル」を改訂しました。

本マニュアルの構成は、大きく分けて、事件・事故等の各種トラブルから身を守るための心構えや注意事項を記した「Ⅰ 防犯の手引き」、緊急事態発生時における対処方法等を記した「Ⅱ 緊急事態への対応について」となっています。

在留邦人の皆様方が当地で安全な生活を送っていただくための一助として、本マニュアルをご活用いただければ幸いです。

（本マニュアルの概要）

Ⅰ 防犯の手引き

1. 基本的な心構え・・・・・・・・・・ P 2
2. 当地での生活に必要な法律知識・・・・・・・・ P 3
3. 防犯上の基本的注意事項・・・・・・・・ P 5
4. 交通事故対策・・・・・・・・・・ P 11
5. 邦人が中国で亡くなった場合には・・・・・・・・ P 12

Ⅱ 緊急事態への対応について

1. 緊急事態とは・・・・・・・・・・ P 14
2. 緊急事態発生時における当館の対応・・・・ P 16
3. 緊急時の心構え及び情報収集等・・・・・・・・ P 16
4. マニュアルの準備・・・・・・・・・・ P 21

5. 備蓄の必要性	P 2 1
6. 在留届の提出	P 2 2
7. インフルエンザ等の感染症	P 2 3

I 防犯の手引き

1. 基本的な心構え

(1) 自分のことは自分で守る

日本は他の国と比べて比較的治安が良いことから、日本人は海外での安全意識が十分でないとの指摘があります。海外で直面する様々な危険から身を守り、安全な生活を送るためには、自分と家族の安全は自分達自身で守るとの自覚が何よりも大切です。

(2) 備えあれば憂いなし（予防が最良の危機管理）

日頃から起こりうる事件・事故等の可能性を想定し予防するためにはどうすれば良いのか、巻き込まれた場合にはどのように対処すれば良いのか、ということを考えておく必要があります。

(3) 安全対策の3原則

海外で生活する上では、安全対策の3原則「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」を遵守することが重要です。日本での行動形態や生活様式をそのまま海外に持ち込むと、本人が無意識のうちに目立ってしまい、自らを危険にさらすことになる場合があります。

(4) 住居の安全確保

生活の基盤である住居の安全が確保されなければ、海外では安心して活動できません。安全面を十分考慮した住居選びを心掛けるとともに、入居後も労をいとわず安全の確保に努めましょう。

(5) 情報ネットワークの構築

安全のための情報収集は、海外で生活する上で非常に重要です。日頃から新聞やテレビ、インターネット等で積極的に情報収集を行うとともに

に、近所、地域社会と良好な関係を構築し、お互いに情報を共有するよう心掛けましょう。

(6) 心と体の健康管理

外国での生活は、自分が想像している以上に心身の負担が大きくなります。ストレスがたまると、時として冷静な判断ができないこともあります。ストレスをためないよう、日頃から心と体の健康には十分留意しましょう。

2. 当地での生活に必要な法律知識

外国で生活するに当たっては、滞在国の法律に関する知識が必要となります。「法律を知らなかった」というのは抗弁の根拠となりません。詳細な法律上の問題については弁護士に相談することも必要になるでしょうが、ここでは、あまり知られていない当地の法律の該当条文を抜粋しました（条文は当館が作成した仮訳です）。

なお、罰金については、基本的には公安を含む法執行機関が裁判を経ずに徴収できる額は概ね5,000元以下と規定されています（ただし、持ち込もうとした物品の金額で罰金等が計算される密輸の場合等を除く）。犯罪を構成すると判断され、刑事手続に移行した場合には、判決で罰金の額が決まります。

もし事案が発生し、警察官から現場で言い渡された罰金の金額に疑問がある場合には、法律上の根拠を必ず尋ねるよう心がけ、罰金を納付した旨が明らかになる書面を必ず入手するとともに、取扱いに疑問がある場合には、遅滞なく上級機関に不服申し立てするか、当館までご相談下さい。

(1) 旅券の携帯義務（外国人入境出境管理法、同実施細則）

外国人が中国に在留する際は、中国政府の主管部門が発行した身分証又は居留証を所持しなければならない（法第13条）。

中国に在留又は短期滞在する16歳以上の外国人は必ず居留証又は旅券を携帯し、外事警察官の検査に備えなければならない（細則第25条）。

（右違反に対しては）警告、500人民元以下の罰金を科すことができ

る。情状が重い場合、限期出境（期限付きで出国させる処罰）を併科する（細則第43条）。

(2) 臨時宿泊登記（外国人入境出境管理法，同実施細則）

外国人が中国国内で臨時に宿泊先を定める際、規定に基づき宿泊登記をしなければならない（法第17条）。

外国人が賓館，飯店，旅店，招待所，学校等，企業，事業単位又は機關，団体及びその他中国の機關内に宿泊する際，有効な旅券又は居留証を提示し，臨時宿泊登記表を記入しなければならない。未開放地区での宿泊は旅行証を更に提示しなければならない（細則第29条）。
外国人が中国人の居宅に宿泊する際，都市部では到着後24時間以内に，宿泊先の家人又は本人が宿泊者の旅券，居留証及び家人の戸口簿を持って公安機關に申告，臨時宿泊登記表を記入しなければならない。農村では72時間以内に現地の派出所又は戸籍弁公室に申告しなければならない（細則第30条）。

警告又は50元以上500元以下の罰金を科することができる（細則第45条）。

(3) 不法滞在（外国人入境出境管理法，同実施細則）

身分証又は居留証の有効期限は、入国理由によって確定される（法第13条）。D（定住），Z（就業），X（留学），J-1（記者）の各査証（ビザ）を所持する外国人は，入国の日から30日以内に居住する市，県公安局で外国人居留証又は外国人臨時居留証を申請しなければならない。上述の居留証の有効期間は即ち証書所持者の中国に滞在が許可された期限を指す。

外国人居留証は中国に1年以上滞在する者に発給する。外国人臨時居留証は中国に1年未満滞在する者に発給する。F（訪問），L（旅行），G（過境），C（乗務）の各査証を所持する外国人は，査証に記載された期限の間中国に滞在でき，居留証を取得する必要はない（法第16条）。

外国人が査証又は居留証に記載された有効期間が過ぎても中国に滞在し続ける場合には，期限が満了する前に延期を申請しなければならない

ない。外国人が中国に滞在する期間中に実施細則第7条第4項に規定された疾病（精神病，ハンセン病，エイズ，性病，結核等の伝染病）に罹った場合には，中国の衛生主管機関は公安機関に期限満了前に出国させるよう具申できる（細則第20条）。

実施細則第16条，19条（査証免除規定を締結した国の場合），20条の規定に違反して不法に滞在する外国人に対し，警告，不法滞在1日につき500元，総額で5,000元を超えない罰金又は3日以上10日以下の拘留を科すことができる。情状が重い場合は，限期出境を併科する（細則第42条）。

3. 防犯上の基本的注意事項

（1）一般的治安情勢

一般的に，現在の中国の治安は世界でも比較的安定していると言えます。各地方の公安機関も外国人の安全を重視しているため，中国は外国人が比較的安心して暮らすことができる国ではありますが，一方で経済格差の拡大等，社会に不安定な要素もあり，犯罪被害に遭わないためには相応の注意が必要と言えます。

（2）華南地区の情勢

都市部の治安は比較的安定しているものの，経済発展の進展に伴い，大量の流動人口が職を求め都市部に流れ込むことから，職を得られない者が犯罪者となって治安を悪化させている面もあるとされていますので，一層の留意を要します。

（3）在留邦人の犯罪被害の傾向

2011年，当館に寄せられた日本人の方からの犯罪被害相談は約260件（皆様から所定の項目に沿ってある程度具体的にご相談のあった内容についてのみを集計したもので，その多くはスリ，置き引き，ひったくりといった窃盗犯罪ですが，強盗事件や，経済案件に端を発する誘拐事件や傷害事件等の凶悪犯罪も発生しています。

（※）当館ホームページ（<http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/>）

の，「最近3ヶ月に日本人が関係した犯罪被害等の状況」として，

管内の犯罪被害発生状況を掲載しておりますので、参考としていただければと思います。

(4) 犯罪防止・予防対策

ア バッグ等は放置せず常に身の回りに置き、常に意識をするよう心掛ける。

(※) 食事や買物、商談中はどうしても注意力が散漫になりがちです。周囲に多数の友人・知人が居る中で被害に遭われたケースも多数あります。自分の荷物は自分で管理し、貴重品は身につけておくようにしましょう。また、子供のすり、置き引きにも注意してください。

イ 現金、旅券等の貴重品はできるだけ身に付ける。財布等をズボンの後ろポケットに入れない。特に混雑する場所では取出口が直視できるように、バッグ等を身体の前面で持つ。

(※) 背中の中のバッグのファスナーを開けられたり、刃物で切り裂かれたりして、被害に遭うケースもあります。現地の方がリュックサック等を身体の前面に掛けているのを見掛けるとは思いますが、これも有効な防犯対策の一つであると言えます。

ウ バッグは手提げ式を避け、ひったくりが困難なように、肩掛け式のものに袈裟懸けにする。荷物は道路側にさらさず、できるだけオートバイ等と対面する側の歩道を歩く。

(※) 夜間、背後から近寄って来たオートバイによる被害が圧倒的です。なお、万が一ひったくられた場合には、二次被害（バッグを離さないことで引きずられて怪我を負う）防止のため、早めに手離すようにしてください。

エ 混雑する場所では、できるだけ目立たない服装を心掛け、一見して外国人とわかるような格好は避ける。大金は持ち歩かない。多額の現金を支払う時は、周囲の者に気付かれないように工夫する。

(※) 犯人はどこで物色しているか判りません。「外国人（日本人）＝お金持ち」と見られます。声高に日本語で会話することも、場所によっては注意を要します。

オ 短時間でも駐車中の車内に貴重品、荷物は置かない。また、走行中

も施錠する。

(※) 高速道路の休憩所やレストランの駐車場等において、ワイヤレスキーを悪用した車上狙いが増加中です。また、渋滞中に近寄って来た犯人による強盗被害も発生しています。

カ 夜間の一人歩きは避ける。外国人が立ち入らない場所へはできるだけ行かない。

(※) やむを得ず立ち入る場合には、事情を知っている者に同行してもらいようにしてください。「君子危うきに近寄らず」こそ、最大の防犯対策の一つです。

キ 見知らぬ相手、特に馴れ馴れしく日本語で話しかけてくる者がいても、容易に信用せず、誘いには乗らない。また現金や貴重品等が入ったバッグ類を預けない。

(※) 連れて行かれた先で強盗に遭うケースや、現金を騙し取られたりするケースも報告されています。なお、強盗に遭った場合には、相手は凶器を所持している場合が多いので、下手に抵抗しないようにしてください。

ク ホテル・マンション内に見知らぬ人間が訪ねて来た場合は、ドアを開けず施設関係者にまず連絡する。

(※) 滞在先はセキュリティのしっかりしたところを選びましょう。

ケ 邦人が暴行されたり傷害を受ける事件も少なからず発生しています。その様子は様々ですが、飲酒時に店員や他の客と喧嘩になり暴行されるケースや、バスや地下鉄に乗車中に他の客とトラブルになり殴られるケース等が報告されています。中には、中国人のマナーの悪さに憤慨して注意したところ、逆に殴られたとの報告もありました。

(※) 日本での行動形態や常識をそのまま海外に持ち込むことは、自分の身を危険にさらすことにつながりかねません。日本の常識が通用しない海外であることを強く認識することが、こうした被害に遭わないようにすることにも繋がります。

コ 企業経営や労使関係に関するトラブルについての相談も当館に多く寄せられています。例えば、解雇した従業員に逆恨みされて暴行を受けたり脅迫されたりする事案や、取引先企業との間で支払いを巡る

トラブルが発生し、相手側の従業員が集団で事務所に押し掛けてきて、軟禁される事案も発生しています。

(※1) こうしたトラブルは、民事事件と表裏一体である場合が多く、公安が刑事事件としてなかなか取り合ってくれないといった相談もあります。公安に刑事事件として取り上げてもらうためには、相手の違法行為をビデオで撮影するなどして客観的な証拠を提出する必要がある場合もあります。また、相手側へ安易に妥協案を提示したり、雇用契約に矛盾する条件を示したりすることは、かえって足元を見られ事態を複雑化させてしまうなど、得策と言えない場合が多いようです。

(※2) いずれにしても、平素から地元の政府関係当局と良好な関係を構築しておくとともに、トラブル発生の際には弁護士や政府関係当局等ともよく相談して対応策を講じることが、事態の早期収拾に繋がります。

サ 反日活動を目撃し、または事前に情報を入手した場合には、現場に近付かず慎重に行動し、無用なトラブルに巻き込まれないよう心掛ける。

(※) 基本的に華南地区は対日感情が良好な地方と言えますが、過去には反日デモが発生しています。

(5) 犯罪被害に遭った際の措置

ア 盗難を含む犯罪被害：管轄の公安局出入境管理处 (Tel : 1 1 0 番) に通報する。ホテルや学校での場合は、当該施設の警備部門、または外事部門を通じて通報 (自分で通報しても良い) し、その上で正式に届け出る。

(※) 盗難保険や旅券の再発行を受けるためにも必要です。デパート、ホテルでの被害は、警備担当者にまず連絡して最寄りの公安局に通報してもらうとよいでしょう。

イ キャッシュカード・クレジットカードの紛失：直ちにカード会社に連絡し、使用停止を届け出る。

ウ 携帯電話の紛失：携帯電話会社に連絡し、使用中止を届け出る。

エ 旅券の紛失：当館 (広州市越秀区環市東路 3 6 8 号花園大厦 2 階、

Tel : 8 3 3 4 - 3 0 9 0) で再発行の手続きをとり、その後、管轄の公安局出入境管理处（原則として居住地、紛失・盗難被害発生地を管轄する公安局）でビザを取得する。

（※）紛失地の公安局出入境管理处で発行してもらった遺失証明書（＝「報失護照証明」。公安局での手続きには、事前に最寄りの派出所において紛失・盗難届出受理票を発行してもらうことが必要）、及び本人の写真（縦4.5cm×横3.5cm）2枚等が必要です。

（6）犯罪行為に巻き込まれないためには（特に注意を要するケース）

犯罪行為に巻き込まれるケースとして、知人や初対面の者から荷物の運搬を持ち掛けられて安易にこれに応じてしまい、空港等で当該荷物の中に麻薬や文化財が入っていることが判明し、法禁止物所持や密輸出の疑いにより検挙される事例が発生しています。

中国公安当局は、麻薬の密売や製造などに関する犯罪の取締りを強化しています。中国では麻薬犯罪に対する最高刑は死刑ですが、外国人に対しても例外ではなく、中国国内で日本人に対する死刑判決が執行されています。

麻薬使用や売買に関わらないことはもちろんですが、知り合いの依頼であっても中身の分からない荷物は預からない、他人に荷物の運搬を依頼されても引き受けないなど、犯罪に巻き込まれないよう慎重に行動することが重要です。

ア 規制薬物・骨董品

① 規制薬物（覚せい剤、麻薬、MDMA、大麻、LSD等）

- ・ 近年、中国国内では、規制薬物の流通、使用が急速な広がりをみせており、特に若年層による使用の拡大が顕著であることから、公安・司法機関は徹底的な検挙と厳罰をもって対処する方針をとっています。製造、所持、運搬、譲渡、輸出入等に対しては、死刑又は無期懲役を含む極めて重い刑が法定されています（現在までに4人の日本人が麻薬密輸の罪で死刑を執行されています）。
- ・ 使用については、15日以下の拘留又は2,000元以下の反則金（併科も可能）となっていますが、それでも、使用に伴う所

持や譲渡を併せて立件されることとなれば、死刑を含めた極めて重い刑に処される可能性が高いと言えます。

- ・ やせ薬等と称して覚醒剤を売りつけられ、覚せい剤と知らずに持ち出そうとして検挙されたと弁解する例もあるようですが、仮にそれが真相だったとしても、売主が姿を消していれば、裏付けが不可能であり、結局、捜査機関や裁判所で弁解を受け入れてもらうことは至難であると思われます。

② 骨董品等

2007年6月5日、中国国家文物局は、中国の文化財の海外持ち出しに関する新しい基準を施行することを発表しました。

- ・ 新基準では、1911年以前に生産、制作された文化財は、全て海外持ち出しが禁止されています。
- ・ 歴史的、芸術的、科学的価値を有する文化財で、1949年以前に生産、制作された文化財については、原則として海外持ち出しが禁止されています。
- ・ 少数民族の代表的な文化財で、1966年以前に生産、制作された文化財は、海外持ち出しが禁止されています。

イ 買春行為

- ① 買春行為は、10日以上15日以下の拘留に加え、5,000元以下の罰金を科され、場合によっては国外退去となり、一定期間（原則として5年以内）入国禁止となる場合もあります。中国では、いわゆる売春の客となる場合のみならず、対価を払って性的サービスを受ける行為は、広く買春として処罰されるので、いかがわしいマッサージ店やカラオケ店には立ち入らないなど、特に注意が必要です。
- ② また、売春のあっせんや紹介等も犯罪とされていますので、売春に関する店の紹介や、売春代金の取りまとめなどをした場合、懲役刑を科されるおそれもあります。
- ③ さらに、14歳未満の女子を買春した場合には、暴力や脅迫の有無を問わず強姦罪として3年ないし10年の懲役刑に処され、

状況によっては無期懲役又は死刑となるおそれもあります。

4. 交通事故対策

(1) 中国の交通事情

- ア 中国では、右側通行や赤信号時の右折可など、日本と交通規則が異なる上、車の信号無視、歩行者や自転車の無理な横断、整備不良車両の運行、高架道路での速度超過や無理な追い越しなど、交通マナーが非常に悪いため、いつ交通事故に巻き込まれてもおかしくない状況と言えます。歩行中や横断中は左右後方から近づいてくる車両に十分注意するなど、自己防衛に努める必要があります。
- イ 中国では、法規上、赤信号でも車が右折できるほか、運転者に歩行者優先という意識が無いことから、青信号で横断歩道を渡っていても、日本人にとっては予想外の方向から車が突っ込んでくる場合がありますから、道路を渡るときは、青信号であっても周囲に注意を配りながら横断するようにして下さい。
- ウ 華南地区に限らず、どの都市・地域においても、車両、自転車、歩行者のいずれの交通マナーも大変悪いと言わざるを得ません。運転者による歩行者軽視、無理な割り込みや急発進・急停車、さらに、歩行者や自転車による信号無視、車道への急な飛び出し等は日常茶飯事です。
- エ 都市部の主要道路では、出勤時間帯の慢性的な渋滞が発生しています。道路標識は日本のものと似ているので、比較的分かりやすいのですが、路面状況は悪く、幹線道路以外では、路面が所々陥没している場所を見かけますので注意を要します。

(2) 交通事故防止

- ア 都市部では、車両同士、車両と自転車、車両と歩行者等の接触事故が多発していますが、その主な原因は、歩行者や自転車の飛び出し、車両の急な車線変更、スピードの出し過ぎ等と考えられます。道路走行中は、歩行者の飛び出しや夜間の無灯火車両（自転車を含む）にくれぐれもご注意ください。
- イ 一方で、長距離バスや高速道路上での死傷事故が報告されています。

長距離バスや高速走行中の車両の中で、運転手が急ブレーキを掛けるなどしても対応できるように、たとえ短距離であっても、後部座席であっても、シートベルトを装着し、また、できる限り居眠りせずに交通状況に注意を払うなどして、事故発生時のダメージを最小限に食い止められるよう心掛けて下さい。

ウ 近年、華南地区に限らず、各地で邦人が重大・死亡事故に巻き込まれるケースが散見されます。特に地方では、幹線道路の整備に伴いスピードの出し過ぎが恒常化しており、その一方で、信号や標識等安全走行上不可欠なインフラが未整備であったり、工事中に必要な安全措置が講じられていなかったりするなどの問題があるようです。地方出張で車両を利用する際は、運転手に対し絶対にスピードを出し過ぎないように注意をし、また可能であれば専門のドライバーに運転させるよう事前に受入先に依頼しておくなど、安全対策を心掛けて下さい。

(3) 万が一に備えて

ア 在留邦人が交通事故で被害に遭った場合、日中間の経済格差から、我が国で被害にあった場合に比して極めて低く不十分な賠償しか受けられないおそれがあります。

イ さらに事故後に日本において治療を受けようと思った場合でも、中国以外での高額な治療費が賠償責任の範囲に含まれない可能性も生じます。当然のことながら、事故の相手方が対応可能な保険に加入しておらず、賠償のための資力も十分ない場合には、期待通りの賠償を受けることができず、被害者となった邦人がやむなく自ら治療費を負担したケースもあるようです。

ウ このように交通事故被害の賠償範囲及び賠償金額には、日中間で相当な開きがありますので、万が一に備えて交通事故の被害も担保する海外旅行傷害保険に加入されることを強くお勧めします。

エ 事故の大小に関わらず、事故が発生した場合には必ず公安へ届け出るようにして下さい。

5. 邦人が中国で亡くなった場合には

(1) はじめに

最近、中国において急病・事故等で亡くられる邦人の数も増加しています。2011年中、当館管轄内において報告された邦人の死亡数は20名となっています。

以下は、万一、邦人が中国で亡くなった場合の基本的対処方法について記載したものですので、参考にしてください。

(2) 死亡の通報・報告関係

① 家族（中国・日本）及び所属会社への通報

(※) 通報先等が不明であっても、死亡者が総領事館に在留届を提出していた場合は、届出情報等に基づき総領事館から日本に通報することが可能な場合もあります。また単身居住されている方は、万一の場合に備え、常日頃から付近の方に緊急の連絡先等を教えておく必要があるでしょう。

② 総領事館への通報と相談

③ 公安機関（外国人管理部門）への通報

(※) 外国人が死亡した場合、法規上、関係者に公安機関への通報が義務付けられています。また、公安機関から後記の死亡証明書等の必要書類を受理するためにも通報が必要です。

(3) 家族及び関係者の来訪関係

① フライトの確保

② 旅券の取得

(※) 旅券を所持していない場合は、当館又は外務省領事局海外邦人安全課に対し、旅券の緊急発給を依頼して下さい。

③ 中国入国ビザの取得（15日を超える滞在の場合）

(4) 遺体を日本まで移送する手続

① 死亡者の海外旅行傷害保険の内容の確認

(※) 加入傷害保険会社が提携している緊急移送会社を確認する必要があります。保険に加入していなくても依頼はできますが、多額の費用がかかります。

② 緊急移送会社に対する依頼

緊急移送会社における処理事項としては、主に以下のとおりです。

- ・ 棺材調達
- ・ 棺桶密封
- ・ 検疫手続
- ・ 遺体証明書の取得（総領事館発行）
- ・ 輸送フライトの確保及び輸送手続

（※）緊急移送会社に依頼せず自ら処理することも不可能ではありませんが、関係者には極めて複雑な手続きとなります。

③ 死亡者に関する届出等の手続の処理

- ・ 死亡証明書・事故証明書等の取得（死亡届及び保険金請求のため数部必要）
- ・ 死亡証明書訳文作成（帰国後でも可）
- ・ 死亡者の旅券を大使館又は総領事館で失効させる
- ・ 帰国後、居住地又は本籍地で死亡届を提出

（5）遺体を当地で荼毘に付し、遺骨にして移送する方法

- ① 死亡証明書の取得
- ② 葬儀場で遺体を荼毘に付す
- ③ 遺骨証明書の取得（総領事館発行）
- ④ 死亡者の旅券を失効させる（総領事館で手続）
- ⑤ 帰国後、居住地又は本籍地で死亡届を提出

（6）緊急移送会社

緊急移送会社は、広州市内にも数社あります。どの移送会社にするかについては、亡くなった方が加入していた海外旅行傷害保険会社に相談して下さい。

II 緊急事態への対応について

1. 緊急事態とは

特に中国だけを念頭においたものではなく、一般的に不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な事件・事故、又は新型インフルエンザの発生など

のように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。当地でも注意を必要とする具体例は以下のとおりです。

- 地震，台風，暴風雨，洪水（冠水）等の自然災害
- 航空機や列車（地下鉄も含む），バスなどの事故
- マンション，ショッピングセンターなどにおけるビル火災
- テロ行為，暴動等の騒乱
- 毒性の強い新型インフルエンザなど危険な伝染病の流行

（１）平素の心構え

ア 旅券等の保管

旅券は、常に緊急事態の発生に際して使用可能な状態（旅券の有効期限、増ページ、ビザ有効期限等に留意）で保管（携帯）することが大切です。なお、ビザ申請、旅券の再発給に備え、使用する写真（及びネガ）や、旅券のコピーを旅券とは別々に保管しておく必要があります。なお、総領事館との相互連絡のために、在留届（又は帰国届）の提出は、必ず行ってください。

さらに、平素から安全情報の収集に努めることが重要です。なお、当館では、当館のホームページからメールマガジンに登録していただいた方に緊急情報を送付するサービスを行っておりますので、当館メールマガジンへの登録を強くお勧めします。

（当館ホームページアドレス：

[http:// www. guangzhou. cn. emb-japan. go. jp/](http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/)）

（当館在留邦人向けメールマガジン配信サービスのアドレス

[http://www. mailmz. emb-japan. go. jp/cmd/guangzhou_cn. html](http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/guangzhou_cn.html)）

イ 食糧及び金銭等の用意

少なくとも10日間程度生活できる食糧と金銭を常時用意しておきましょう。また、緊急帰国が必要となった場合に備え、航空券の手配についても検討しておくことが望ましいと思われます。

ウ 自動車の整備等

- ① 自動車は常時、整備しておきましょう。
- ② 燃料は常時、充分に入れておきましょう。
- ③ 自動車を持っていない人は、平素から、自動車を持っている人と連絡を取り、必要な場合に同乗できるようにしておきましょう。

2. 緊急事態発生時における当館の対応

緊急事態が発生し、または発生する蓋然性が高まった場合は、総領事を本部長とする対策本部を設置して、緊急事態の状況に応じた対応を行うことになっています。

具体的には、関連情報の収集と提供、在留邦人の安否確認を含めた援護業務、国外退避を必要とする場合の支援など多岐に亘りますが、これらの対応は、外務本省や近隣公館との連携の下で実施します。

3. 緊急時の心構え及び情報収集等

(1) 緊急時の心構え

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当館は、邦人保護の万全を期するため、日本商工会及び日本人学校等の代表からなる「在広州総領事館管内安全対策連絡協議会」と緊密な連繫を保ちつつ、必要な情報収集、情勢判断を行って、対応を決定し、これらを別に定める緊急事態連絡体制により、随時皆様に通報するよう最大限の努力をします。このような時こそ、平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれることのないように注意しましょう。

(2) 情報収集等

ア 情報収集の必要性

緊急事態への対応で最も大切なことの一つに、正確な情報の入手が挙げられます。「正確な情報に基づいた迅速な対応」を行うためには、普段から、これらの情報をどのように入手することができるか、ということについて留意しておく必要があります。当館では、正確な情報を可能な限り速やかに発信・伝達することに取り組んでおり、具体的には以下の手段で在留邦人の皆様にお伝えすることとしています。

- 当館ホームページへの掲載

- 当館メールマガジンや緊急一斉通報システムによるメール送信
- 各地日本人商工会、婦人会、日本人学校等の連絡網を通じた伝達

なお、地震など緊急事態の態様によっては、的確な情報収集が困難となる場合があることもあらかじめ念頭に置いておく必要があります。

イ 緊密な連絡

邦人相互間の緊密な連絡、NHK、CNN等のテレビ・ラジオの視聴、当館（ホームページ又はメールマガジン）、日本人商工会等への問い合わせにより、正確な情報収集に努めましょう。主要連絡先は以下のとおりです。

当館：（代表電話）020-8334-3009

（領事班直通電話）020-8334-3090

（ホームページ）<http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/>

広州日本商工会：

（ホームページ）<http://gz.nicchu.com/guest/index.php>

ウ 緊急事態発生の場合には、当館からメールマガジンの発出、ホームページへの掲載等を通じて、情報を提供するとともに必要な案内を行いますが、インターネット回線等が使用できなくなる場合には、NHKラジオ国際放送「NHKワールド・ラジオ日本」により必要な連絡を行うことがありますので、状況に応じて、短波による国際放送対応のラジオ（電池の準備もお忘れなく）を備えてください。短波による国際放送の受信方法等については、次の以下をご参考にしてください。

NHKワールド・ラジオの受信方法（短波による受信方法を含む）

<http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/radio/shortwave/hownto.html>

NHKワールド 海外向けラジオ番組

<http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/radio/program/index.html>

NHKワールド・ラジオ周波数・番組表一言語選択

<http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/radio/shortwave/index.html>

NHKワールド よくあるご質問 (FAQ)

<http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/faq/index.html>

(3) 総領事館への通報等

ア 現場の状況のうち通報する必要があると認めたものは、速やかに当館、各地区日本商工会等に通報して下さい。

イ 自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるときは、管轄派出所または公安局に通報し、救援を求めるなど適切な措置をとるとともに、その状況を当館へ迅速に通報して下さい。

(4) 避難等

ア 緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に残り戸締まりをきちんとしている方が安全であることもあるので、軽挙妄動は慎みましょう。

イ 当館から、退去あるいは引揚げの勧奨があった場合には、帰国の是非を検討して下さい。

ウ 事態が逼迫し、当館より引揚げ又は避難のための集結を指示された場合は、速やかに次の集結場所のうち最寄りの場所に集結しましょう。

- ・ 当館（総領事公邸を含む。）
- ・ その他、日本人学校やホテル等当館が指示する場所

エ 退去あるいは引揚げまたは避難のための移動に際し、国旗（日の丸）を利用しようとする場合には、状況によっては国旗の使用が不利益をもたらすこともありますので、できるだけ当館に問い合わせして下さい。

(5) 外務省より発出される危険情報

「危険情報」とは、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に関して外務省より発出される情報で、その国の治安情勢やそ

その他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。危険情報では、下記枠内の4つのカテゴリーによる安全対策の目安があります。

● 「退避を勧告します。渡航は延期してください。」

その国・地域に滞在している全ての日本人の方々に対して、滞在地から、安全な国・地域への退避（日本への帰国も含む）を勧告するものです。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期することが望まれます。

● 「渡航の延期をお勧めします。」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ延期されるようお勧めするものです。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあります。

● 「渡航の是非を検討してください。」

その国・地域への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行っていただき、渡航される場合には、十分な安全措置を講じることをお勧めするものです。

● 「十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けていただくよう、お勧めするものです。

なお、次の点にもお気をつけください。

- 「危険情報」は、皆さんが渡航・滞在する際の判断材料です。
- 「危険情報」が出ていない国・地域も安全とは限りません。
- 「危険情報」が出ていても自動的に旅行会社の主催旅行が中止になることはありません。

(※) 海外の安全情報に関する問い合わせ先

- 外務省 海外安全相談センター

電話 (03) 5501-8162 (直通)

(03) 3580-3311 (代) 内線2902, 2903

時間 (9:00~17:00) 外務省の閉庁日を除く

- 国別・海外安全情報 FAX サービス

- 電話 (0570) 023300
 (海外より) 0081-422-42-4601
 ○インターネット/外務省ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
 ○ その他, 成田空港 (第1・第2ターミナルビル) の出発ロビー
 に「海外安全タッチビジョン」が設置されています。

(6) 覚えておけば役立つ緊急時の中国語

基本 会 話	<p>助けて!《暴漢に襲われた時など》 私は日本人(外国人)です。 私は〇〇と言います。 〇〇に住んでいます。</p>	<p>Jiu ming ya! 救命呀! Wo shi ri ben ren (wai guo ren). 我是日本人(外国人). Wo jiao 〇〇. 我叫〇〇. Wo zhu zai 〇〇. 我住在〇〇.</p>
盗 難 時	<p>どろぼう! 財布をなくした。 パスポートをすられた。 公安局にとどけたいのですが。 お金がありません。貸して下さい。</p>	<p>(Zhua)xiao tour! (抓)小偷儿! Qian bao diu le. 钱包丢了。 Hu zhao bei tou zou le. 护照被偷走了。 Wo yao qu gong an ju bao an. 我要去公安局报案。 Wo mei you qian, qing jie gei wo qian. 我没有钱, 请借给我钱。</p>
交 通 事 故	<p>車にぶつかりました。 警察を呼んでください。</p>	<p>Wo bei che zhuang le. 我被车撞了。 Qing jiao jing cha . 请叫警察。</p>

時	<p>けが人（重傷人）がいます。</p> <p>病院に行きたいです。病院に連れて行ってください。</p> <p>はやく救急車を呼んで！</p>	<p>You shou (zhong) shang de ren. 有受(重)伤的人。</p> <p>Wo xiang qu yi yuan. Qing dai wo qu yi yuan. 我想去医院。请带我去医院。</p> <p>Kuai jiao jiu hu che ! 快叫救护车！</p>
火 災 時	<p>火事だ！逃げろ！</p> <p>非常口から逃げて！</p> <p>部屋にまだ人がいます。</p> <p>早く消防車を呼んでください！</p> <p>すぐに来てください！</p>	<p>Zhao huo le! Kuai pao! 着火了！快跑！</p> <p>Cong an quan chu kou chu qu! 从安全出口出去！</p> <p>Wu li hai you ren. 屋里还有人。</p> <p>Kuai jiao jiu huo che! 快叫救火车！</p> <p>Qing ma shang lai! 请马上来！</p>

4. マニュアルの準備

普段からの情報収集とともに大切なこととして、緊急事態発生に備えたマニュアルの作成を挙げることができます。もちろん緊急事態の態様や状況によって異なりますが、連絡先、物品の備蓄、近隣の病院、現金やカードなどに関して、マニュアルを作成しておき、緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できるよう、普段からの心掛けが重要となってきます。

また、マニュアルは、職場と家庭を網羅したものが望ましく、関係者が常に共有しておくことが必要となります。

5. 備蓄の必要性

緊急事態発生時には、交通機関や医療機関、商店を含めて社会的機能が混乱することが予想されるため、米や水、インスタントラーメンなどの食

料品類，マスクや常備薬などの日用品・医薬品類，その他防災用グッズとして必要と考えられるものを，以下を参考として最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。

(1) 食糧及び金銭等の用意

少なくとも10日間程度生活できる食糧と金銭を常時用意しておきましょう。また，緊急帰国が必要となった場合に備え，オープンチケットを用意しておくことも望ましいと思われます。

(2) その他の携行品の用意

移動を必要とする場合に備えて，最低限次のようなものを平素から用意しておきましょう。

ア 衣類等

衣類（行動に便利で，寒暑に充分堪えることができ，かつ，ことさらに人目をひくような華美なものは避ける），履物（行動に便利で，頑丈なもの），着替え，手袋，雨具等

イ 食料品

水，米，調味料，罐詰その他保存食品等

ウ その他の携行品

救急薬品，携帯電話（予備電池），短波ラジオ，懐中電燈，ライター，ナイフ，水筒，洗面具，タオル，ティッシュペーパー，毛布等

6. 在留届の提出

(1) 緊急事態が発生した場合は，在留邦人の安否確認が重要な対応の一つとなります。当館では，在留届に記載された住所や電話番号又はメールアドレスに従って確認作業を行ったり，各種緊急情報の発信を行っていくこととなります。従いまして，長期に滞在される在留邦人の方は，必ず在留届を提出していただく必要があります。

(2) また，住所や電話番号等に変更が生じた場合には変更届を，日本へ帰国する場合には帰国届を，それぞれ当館までご提出下さい。

7. インフルエンザ等の感染症

- (1) 2009年に各国で発生した新型インフルエンザは、事前に想定されたような毒性の強い物ではなく、2011年4月1日から通常の季節性インフルエンザに変わり、名称についても「インフルエンザ（H1N1（エイチイチエヌイチ）2009（ニセンキュウ）」となりました。
- (2) しかし、2011年12月31日には、深セン市で39歳・男性が高病原性鳥インフルエンザに感染し死亡するなど、今後もSARSやエボラ出血熱などの新興感染症の発生やバイオテロの危険がなくなった訳ではありません。こうした緊急事態の発生に対しては、個々人の感染予防対策が重要です。
- (3) これらの感染症は蚊やハエなどの昆虫が媒介するものと鳥やコウモリなどの動物が媒介するものがあります。まずは、虫に刺されない、野生動物や家畜にみだりに近寄らない、見慣れない食材は食さない、などが大切です。
- (4) また、熱がある人、吐いている人、血が出ている人などにも近寄らない方が無難です。最後に、日頃から手洗い、うがい、入浴など身の回りの衛生に気を配り、野菜は良く洗い、海産物や肉類は良く加熱して食するなどにも留意下さい。

在広州日本国総領事館

中国広東省広州市環市東路368号 郵便番号510064

電話：(020) 8334—3090

ホームページ：<http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/>